

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成 26 年度業務実績評価 評価書（案）

評 価 書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 6 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 2 5 ～ 2 9 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	厚生労働省労働基準局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 松原 明紀
	評価点検部局	厚生労働省政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 大地 直美
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における平成 26 事業年度の所期計画目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
		A	B		
評定に至った理由	項目別評定は一部がAであるものの、多くの業務についてはBであり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため「独立行政法人の評価に関する指針」に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	中退共の退職金未請求者への取組では未請求率が過去最高となる 1.40%であったこと、効果的な加入促進対策により加入者数が機構全体で目標値を 107.0%と上回ったこと、累積欠損金が生じている林退共事業において年度計画値を上回る削減（達成率 224%）ができたことなど一定の成果を出している。 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特に翌年度以降にフォローアップが必要な事項や、中期計画の変更が必要となる事項等は認められなかった。
その他改善事項	その他において、改善が求められる事項は認められなかった。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特に改善命令が必要となる事項は認められなかった。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３ 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
Ⅰ 退職金共済事業								
1 確実な退職金支給のための取組								
（1）退職金共済事業（一般の中小企業退職金共済事業）		A	A				1－1	P.4
（2）退職金共済事業（特定業種退職金共済事業）		B	B				1－2	P.12
2 サービスの向上								
（1）退職金共済事業（業務処理の効率化）		A	B				1－3	P.26
（2）退職金共済事業（情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等）		B	B				1－4	P.29
（3）退職金共済事業（積極的な情報の収集及び活用）		B	B				1－5	P.33
3 退職金共済事業（加入促進対策の効果的実施）		B	B				1－6	P.36
（1）加入目標数								
（2）加入促進対策の実施								
Ⅱ 財産形成促進事業		B	B				1－7	P.54
1 融資業務について								
2 周知について								
3 勤労者財産形成システムの再構築								

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 効率的な業務実施体制の確立等、内部統制の強化、情報セキュリティ対策の推進		A	B				2－1	P.59
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 （1）一般管理費及び業務経費 （2）人件費		A	B				2－2	P.66
（3）契約の適正化の推進		A	B				2－3	P.70
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第3 財務内容改善に関する事項								
Ⅰ 退職金共済事業								
1 退職金共済事業（累積欠損金の処理）		A	A				3－1	P.73
2 退職金共済事業（健全な資産運用等）		A	B				3－2	P.76
Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業		A	B				3－3	P.85
Ⅳ．その他の事項								
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分		A	B				4－1	P.88

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式１－１－４－１ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	Ⅰ 退職金共済事業 １ 確実な退職金支給のための取組 （１）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		
業務に関連する政策・施策	施策大目標４ 勤労者生活の充実を図ること ４－２ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中小企業退職金共済法（以下、「中退法」という）第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	０４５１－００ ０４５２－００

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	2 5 年 度 (23 年 度)	2 6 年 度 (24 年 度)	2 7 年 度 (25 年 度)	2 8 年 度 (26 年 度)	2 9 年 度 (27 年 度)	※（ ）は 脱退年度				2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率	平成 29 年度 に 1 %程度										予算額（千円）	—	—		
年度計画		—	—	—	—	—					決算額（千円）	—	—		
実績値（達成度）		1.59%	1.40%								経常費用（千円）	—	—		
（参考）											経常利益（千円）	—	—		
取組後前中期 目標期間実績		2 0 年 度 (1 8 年 度)	2 1 年 度 (1 9 年 度)	2 2 年 度 (2 0 年 度)	2 3 年 度 (2 1 年 度)	2 4 年 度 (2 2 年 度)					行政サービス実 施コスト（千円）	—	—		
実績値		2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%					従事人員数	—	—		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組	<定量的指標> 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度としているか。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組	<評価と根拠> 評価：A 新たな未請求退職金の発生防止については、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施し、脱退後2年経過後の未請求率を過去最高となる1.40%に縮減することができた。 平成25年1月1日の省令改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に、当該住所を基に請求手続を要請している。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお未請求でいる被共済者に対して再度請求手続を要請した。 これらを踏まえAと評価する。	評価の視点> - 加入時に事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、「加入通知書」を通知した。 - 既加入の被共済者に対し、事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。	評価の視点> 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を
	(1)一般の中小企業退職金共済事業	(1)一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	(1)一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。	(1)一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業における退職金未請求者に対する取組 退職金未請求者を縮減するため、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施するなどの効果的な対策の推進を図り、下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率を取組開始前の2.8%前後に比して、平成26年度末（平成24年度脱退）までに		評価の視点> - 加入時に事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、「加入通知書」を通知した。 - 既加入の被共済者に対し、事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。	評価の視点> 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を
		厚生労働省の						

		協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を最終的に１％程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）においてもその達成を図る。		未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。	過去最高となる 1.40％に縮減することができた（これまでの過去最高：平成 25 年度末（平成 23 年度脱退） 1.59％）。		送付した。												
	① 今後の確実な支給に向けた取組	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策		<table><tr><td></td><td colspan="2">取組前</td></tr><tr><td>脱退年度</td><td>16 年度</td><td>17 年度</td></tr><tr><td>２年経過後</td><td>18 年度</td><td>19 年度</td></tr><tr><td>未請求率（達成度）</td><td>2.82 %</td><td>2.73 %</td></tr></table>		取組前		脱退年度	16 年度	17 年度	２年経過後	18 年度	19 年度	未請求率（達成度）	2.82 %	2.73 %		- 退職後３か月経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄の住所情報を基に請求手続を要請。 「被共済者退職届」に住所情報がない対象事業所に対し、住所情報提供依頼。 - 住所情報提供依頼しても回答のない対象事業所に対しては、テレホンアプローチによる住所情報提供依頼。 その後一定期間経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。 - 脱退後２年経過後の未請求者に対して２回目の請求手続を要請。 - 脱退後５年経過前の未請求者に対して３回目の請求手続を要請。
		取組前																	
	脱退年度	16 年度	17 年度																
	２年経過後	18 年度	19 年度																
未請求率（達成度）	2.82 %	2.73 %																	
未請求退職金の発生防止の観点から、	従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成 26 年度においては、以下の取組を行う。		- 累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。 - 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成 26 年度においては、以下の取組を実施した。	脱退後５年以上経過した未請求者で、住所情報の取得が出来た者のうち、いまだ未請求でいる者（平成 16 年度、平成 17 年度脱退者）に対して再度請求手続を要請した。													
・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること	い）加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。	い）事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを		調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施さ	い）事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 共済契約者数 11,815 所 被共済者数 338,185 人	- ホームページへの年間を通しての掲載により周知を実施すると共に、「中退共だより 13 号」、「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキにて周知を行った。 「退職金実態調査」において、未請求縮減対策として「退職金等未請求者縮減のために有効な													

			通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。	れているか。			
		ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。	ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。		ii) 事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 360,458 所 被共済者 3,249,398 人		こと」、「退職金の時効について」、「未請求者への今後の取組について」の設問を設けて 4,210 社から回答を得ることができた。
・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること	iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。	iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。			iii) 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 （平成 26 年度に提出された「被共済者退職届」のうち住所記入があったものの割合 96.53%） 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者 4,441 所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。		＜課題と対応＞ 脱退後2年経過後の未請求率を過去最高となる1.40%に縮減することができたものの、平成29年度に達成すべき水準である1%程度に近づけるための新たな取り組みとして、本年5月7日に公布された「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」により、中小企業退職金共済法の一部が改正され、平成28年4月から未請求対策に住基ネットの活用が可能となる予定である。 このため、平成28年度以降は、住基ネットを活用し、更なる未請求率の縮減に努めることとする。
・「被共済者退職届」により把握した住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に	iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した	iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した			iv) 退職後3か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に 17,659 人の被共済者に対して請求手続を要請した。 ○「被共済者退職届」に住所情報のない、1,427 事業所に対して、 2,119 人の被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に 530 人の被共済者に対して請求手続を要請した。 ○上記の他、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続きを要請した。 ・請求手続要請者 301 人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数 997 所 1,453 人） （調査票再発行 149 所 222 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼		

求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。	時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		「被共済者退職届」 に住所情報なし (25 年 12 月～26 年 11 月) (※手続要請者は 25 年 10 月～26 年 9 月脱退分)	1,427 所	2,119 人	(※) 530 人			
				住所情報の回答がない 事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に 手続要請 (25 年 10 月～26 年 9 月)	427 所	722 人	301 人			
								住所情報の回答がない 事業所へのテレホンアプローチにより得られた 情報を基に手続要請 (脱退後 2 年経過直前)	570 所	731 人
								(調査票の再発行)	149 所	222 人
								退職届の提出が遅れた (対策後) 事業所への 情報提供依頼により 得られた情報を基に手続要請 (平成 24 年度脱退)	219 所	252 人
				平成 24 年度脱退の未請求者に 2 回目の手続要請	-	-	4,728 人			
				平成 21 年度脱退の未請求者に 3 回目の手続要請	-	-	1,677 人			
				平成 16 年度脱退及び 平成 17 年度脱退の未請求者 に対する 2 回目の手続要請			1,105 人 908 人			
				小計 ①	2,792 所	4,046 人	26,908 人			
				【平成 26 年度計画以外の取組】						
				請求勧奨の対象	依頼所数	依頼者数	手続 要請者数			
				平成 24 年度脱退の未請求者で これまでの要請に回答がなか った者に再度手続要請	-	-	331 人			
				平成 24 年度脱退で住所情報の 回答がなく、テレホンアプロ ーチの応答もない事業所へ	89 所	114 人	-			

				<table><tr><td>再要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>累積した未請求者のうち 住所情報のある高額者 (退職金 300 万円以上 500 万 円未満) に再勧奨</td><td>-</td><td>-</td><td>28 人</td></tr><tr><td>小計 ②</td><td>89 所</td><td>114 人</td><td>359 人</td></tr><tr><td>合計 ①+②</td><td>2,881 所</td><td>4,160 人</td><td>27,267 人</td></tr></table>	再要請				累積した未請求者のうち 住所情報のある高額者 (退職金 300 万円以上 500 万 円未満) に再勧奨	-	-	28 人	小計 ②	89 所	114 人	359 人	合計 ①+②	2,881 所	4,160 人	27,267 人		
再要請																						
累積した未請求者のうち 住所情報のある高額者 (退職金 300 万円以上 500 万 円未満) に再勧奨	-	-	28 人																			
小計 ②	89 所	114 人	359 人																			
合計 ①+②	2,881 所	4,160 人	27,267 人																			
③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。	ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 二 調査、分析 加入事業所及	ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 二 調査、分析 これまでに行	ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、11,556 件のうち、承諾を得られた 5,229 件追加掲載した。 平成 27 年 3 月末の掲載数 282,326 件 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) 「中退共だより 13 号」(平成 26 年 4 月発送) 及び「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキ(平成 26 年 7 月発送) において注意喚起を行った。 二 調査、分析 10 月に実施した「退職金実態調査」において、未請求縮減対策と																			

		び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。		して「退職金等未請求者縮減のために有効なこと」、「退職金の時効について」、「未請求者への今後の取組について」の設問を設けて4,210社から回答を得ることができた。		
--	--	--	---	--	---	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （2）特定業種退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度共済手帳 貼付未確認 額 (累計額)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時（24 年度）から 100 億円程度減少							予算額（千円）		—	—			
減少額			27 億円 増加	15 億円 増加				決算額（千円）		—	—			
								経常費用（千円）		—	—			
								経常利益（千円）		—	—			
								行政サービス実施コスト（千円）		—	—			
								従事人員数		—	—			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建退共事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	＜定量的指標＞ ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。 ・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。 ・ 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ （２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（被共済者に対する通知 129,734 件）。 また、被共済者に共済手帳の住所欄に住所を記載させる措置を講じた。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した（584,728 件）。	＜評定と根拠＞ 評定：B 長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を着実に進めることができた。 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、適正な貼付に向けた取組を行った結果、減少額は24年度と比較して約15億円増加した。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ ・ 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。 ・ 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。 ・ 被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 建退共事業においては、長期未更新者縮減対策について、過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査を実施し得られた住所情報をデータベース化したことや共済手帳の更新時に退職の際には請求等の手続をとるよう要請を行ったこと、新規加入時に住所等のデータベース化の取組が行われことは評価できる。 また、共済証紙への適正な貼付を図るための取組の実施により、共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額が15億円程度、２年間で42億円縮まったことも踏まえ、概ね所期目標を達成したものといえる。 さらに、清退共事業や林退共事業においても、新規加入時や共済手帳更新時において住所把握を行いデータベース化する、あるいは長期未更新者の状況を集計するといった取組が行われている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	・上記により把握した住所情報を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	・共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ○26 年度要請件数 27,465 人 うち、手帳更新した者 3,100 人 退職金請求した者 1,467 人 【長期未更新者調査】 <table><tr><td></td><td>21 年度</td><td>22 年度</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>33,690 人</td><td>31,048 人</td></tr><tr><td></td><td>23 年度</td><td>24 年度</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>29,201 人</td><td>27,648 人</td></tr><tr><td></td><td>25 年度</td><td>26 年度</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>28,159 人</td><td>27,465 人</td></tr></table>		21 年度	22 年度	調査件数	33,690 人	31,048 人		23 年度	24 年度	調査件数	29,201 人	27,648 人		25 年度	26 年度	調査件数	28,159 人	27,465 人	・共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。
	21 年度	22 年度																					
調査件数	33,690 人	31,048 人																					
	23 年度	24 年度																					
調査件数	29,201 人	27,648 人																					
	25 年度	26 年度																					
調査件数	28,159 人	27,465 人																					
	・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。		・関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。																		
	・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。	v) 前記iv) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成 27 年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成 26 年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新	iv) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き行う。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額について平	iv) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施した。また、長期未更新者の状況等を集計出来るよう統計プログラムの開発を行った。 ・入力件数 305,959件 平成25年6月からの累計 537,973件 ・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。	・全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 ・長期未更新者縮減対策の準備として被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施しており、また、長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。																		

	期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降(被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため)の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。	成26年度末以降に集計できるようにする。	・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。		・ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。	
	vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。	v) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。	v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。 ○26年度加入者 129,734 人 うち、重複加入者 2,115 人 ○26年度退職者 48,128 人 うち、追加支給者 123 人 支給額 24,300 千円	v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。	<課題と対応> 次年度以降の課題としては、長期末更新者対策への引き続きの取組と、共済証紙販売額の累計と貼付確認額の差額の縮減が挙げられる。 うち前者については、本年5月7日に公布された「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」により、中小企業退職金共済法の一部が改正され、平成28年4月から長期末更新者対策に住基ネットの活用が可能となる予定である。	
	vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・ 広報誌掲載 19回	vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。		

		viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。		vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	このため、平成 28 年度以降は、住基ネットを活用し、長期未更新者対策に努めることとする。 後者については、引き続き共済証紙の適正な貼付に向けた取組を行い、差額の縮減に努めることとする。	
		ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう文書で要請した。			
	・長期未更新者の現状を踏まえた効果的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の縮減対策の準備を行った。 ・被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施した。 ・長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。（再掲）			

	② 建設業退職金 共済事業におけ る共済証紙の適 正な貼付に向け た取組 ・共済契約者への 手帳更新等の要 請及び受払簿の 厳格な審査等を 通じた指導等に より就労日数に 応じた貼付のた めの取組を促進 すること。 ・中期目標期間の最 終年度までに、共 済証紙の販売額 の累計と貼付確 認額の累計の差 額を、前中期目標 期間の終了時か ら100億円程度減 少させること。あ わせて、共済証紙	ハ 共済証紙の適 正な貼付に向け た取組 i) 就労日数に応じ た共済証紙の適 正な貼付を図る ため、過去2年間 共済手帳の更新 の手続をしてい ない共済契約者 に対し共済手帳 の更新など適切 な措置をとるよ う要請する。 ii) 加入履行証明書 発行の際の共済 手帳及び共済証 紙の受払簿を厳 格に審査するこ と等を通じ、就労 日数に応じた共 済証紙の適正な 貼付をするよう 共済契約者に対 して指導を徹底 する。 iii) 前記 i)、ii) の 取組等により、 中期目標期間の 最終年度までに、 共済証紙の販売 額の累計と貼付 確認額の累計の 差額を、前中期目 標期間の終了時 から 100 億円程	ハ 共済証紙の適 正な貼付に向け た取組 i) 就労日数に応じ た共済証紙の適 正な貼付を図る ため、過去2年間 共済手帳の更新 の手続をしてい ない共済契約者 に対し共済手帳 の更新など適切 な措置をとるよ う要請する。 ii) 加入履行証明書 発行の際の共済 手帳及び共済証 紙の受払簿を厳 格に審査するこ と等を通じ、就労 日数に応じた共 済証紙の適正な 貼付をするよう 共済契約者に対 して指導を徹底 する。 iii) 各種説明会、加 入履行証明書発 行等の機会をと らえ、共済手帳及 び共済証紙の受 払簿の普及を図 るとともに、正確 な記載を行うよ う要請する。		ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 2年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共 済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 16,695 所）した。 ・平成24年度調査において、履行の意思があると回答した契約 者（8,986所）のうち、さらに2年間履行がなされない契約者 （5,608所）を対象に調査を実施し再度、適切な措置をとるよ う要請をした。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を 厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適 正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。 【加入・履行証明書発行枚数 （103,607枚）】 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手 帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を 行うよう要請した。 【制度説明会 13会場 （出席者 2,499人）】 共済証紙販売額の累計と貼付累計額の差額については、平成 24年度末と比較して約15億円増加した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。 ・上記により把握した住所情報を活	度減少させる。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がな	② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の	② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した（137人）。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した（1,502件）。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の			
--	--	--	---	---	--	--	--

	用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	く、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	く、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 （今年度新たに対象となった者3事業所3人に対し、実施。平成26年9月5日） 平成26年度 <table><tr><th>調査対象者</th><th>手帳更新 （含移動通算）</th><th>退職金請求</th></tr><tr><td>3人</td><td>0人</td><td>1人</td></tr></table>	調査対象者	手帳更新 （含移動通算）	退職金請求	3人	0人	1人		
	調査対象者	手帳更新 （含移動通算）	退職金請求									
	3人	0人	1人									
・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 ※該当者なし									
	v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	v) 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発	v) 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。									

		年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。	を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降に集計できるようにする。				
		vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。		vi) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。また、業界紙等2紙に注意喚起の記事を掲載した。		
		viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合	vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合		vii) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 (平成26年9月26日 2,021所、平成27年2月23日 2,023所)		

	には退職金の請求を指導するよう要請する。 には退職金の請求を指導するよう要請する。						
・長期未更新者の現状を踏まえた効果的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林		□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。(再掲) ③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した（1,820人）。			

	業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv）前記iii）によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共	業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv）前記iii）によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共	ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。（15,512件） iii）過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 （今年度新たに対象となった者41事業所189人に対し、実施。平成26年8月5日） 平成26年度 <table><tr><th>調査対象者</th><th>手帳更新等 （含移動通算）</th><th>退職金請求</th></tr><tr><td>189 人</td><td>35 人</td><td>56 人</td></tr></table> iv）前記iii）によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	調査対象者	手帳更新等 （含移動通算）	退職金請求	189 人	35 人	56 人		
調査対象者	手帳更新等 （含移動通算）	退職金請求									
189 人	35 人	56 人									

		済手帳の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう 要請する。 v) その後一定期間 経過後も共済手 帳の更新がなく、 住所が把握でき ている被共済者 に対し、平成 28 年度以降、共済手 帳の更新、退職金 の請求等の手続 をとるよう要請 する。 vi) 前記 v) の手続 要請を効率的に 実施できるよう、 遅くとも平成 27 年度までに被共 済者管理システ ムを改修する。ま た、長期未更新者 の状況等を集計 できるよう平成 26 年度までに統 計プログラムの 開発を行い、手帳 更新冊数、未更新 期間、年齢階層及 び退職金試算額 について遅くとも 平成 26 年度末 以降の状況を集 計できるように する。 なお、被共済者 管理システムの 改修及び統計プ	済手帳の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう 要請する。 v) 長期未更新者の 状況等を集計で きるよう統計プ ログラムの開発 を行い、手帳更新 冊数、未更新期 間、年齢階層及び 退職金試算額に ついて平成 26 年 度末以降に集計 できるようにす る。		v) 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

		プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		vi) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した（平成26年10月27日）（掲載市町村77件）。 林野庁メールマガジン（9月20日号）にも同内容の呼びかけを掲載。 vii) 全共済契約者に対し半期に一度、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 （平成26年7月7日 3,273所 平成27年1月9日 3,269所） □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。（再掲）		
--	--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 （1）業務処理の簡素化・迅速化		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
目標の処理期間内における退職金等支給実施										予算額（千円）	－	－		
中退共事業	受付から 25 日以内に退職金等の支給を行う									決算額（千円）	－	－		
達成度			100%	100%						経常費用（千円）	－	－		
建退共事業 清退共事業 林退共事業	受付から 30 日以内に退職金の支給を行う									経常利益（千円）	－	－		
達成度			100%	100%						行政サービス実施コスト（千円）	－	－		
										従事人員数	－	－		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 サービスの向上 （１）業務処理の効率化 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては 25日以内 、特退共事業においては 30日以内 に退職金等の支給を行うこと。	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 i) 中退共事業においては、受付から 25日以内 （退職月の掛金の納付が確	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。 特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。	＜主な定量的指標＞ ・ 中退共事業においては、受付から 25日以内 。 ・ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30日以内 。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	＜主要な業務実績＞ 2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成 26 年度の改善実績のとりまとめ及び平成 27 年度以降の「事務処理改善計画」の作成のとりまとめを行った。 【平成26年度事務処理改善実績（計画に基づくもの）】 機構内事務処理に関すること 5件 加入者が行う手続に関すること 3件 【主な改善実績】 ・中退共事業においては、ホームページより加入者等が行える諸手続としての加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が 69.9% となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。 ・中退共事業においては、中退共制度Q&A（コーナー用）を見直し、マニュアルのペーパーレス化を進めた。 ・中退共事業においては、新しい中退共制度の紹介動画をYouTube（退職金チャンネル）サイトへ掲載した。 ・清退共事業においては、金融機関に配布している代理店事務取扱要領について、代理店から問い合わせの多い内容を追加した。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行った。 i) 中退共事業においては、受付から 25日以内 （退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）を維持した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 退職金等支給に係る処理期間について、各事業とも年度計画の目標を達成した。 また、諸手続・事務処理の再点検を行い、加入者等が行なえる諸手続きについてホームページ利用の周知に努める等の措置を講じた。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ ・ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成 26 年度の実績のとりまとめ及び平成 27 年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 ・ 中退共事業において、ホームページより加入者等が行なえる諸手続としての加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が 69.9% となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 契約及び退職金給付について、目標の処理期間内に事務処理が行われていること、特に、加入者の届出書類の合理化を図るため、ホームページを活用した加入証明書電子申請・自動交付システムを導入したことにより、電子申請利用率が開始1年間で7割までに拡大したことは、加入者の諸手続の簡略・迅速化及び事務処理の簡素合理化・迅速化における成果が非常に大きかったものと認められる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

		認されるまでの期間は支払処理期間から除く。) ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内	認されるまでの期間は支払処理期間から除く。) ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内		ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内に退職金支給を行った。	<課題と対応> 平成 26 年度においても着実に事務処理の改善を行ってきたところであるが、中小企業退職金共済法の改正等により平成 27 年 10 月、平成 28 年 4 月から、機構で行う業務が増加することも踏まえ、より一層事務処理の改善を行い、業務効率化に結びつけることが重要である。	
--	--	---	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 （2）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
										予算額（千円）	－	－		
										決算額（千円）	－	－		
										経常費用（千円）	－	－		
										経常利益（千円）	－	－		
										行政サービス実施コスト（千円）	－	－		
										従事人員数	－	－		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
					業務実績	自己評価														
	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上の Q & A に反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。ま	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上の Q & A に反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。ま	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ （２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上の Q & A 等に反映するなど回答の標準化等を図るため、Q & A に対する意見等の集計を行った。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報の掲載及び更新を行った。 ○Q & A に対する意見等件数 <table><tr><th>参考になった</th><th>どちらでもない</th></tr><tr><td>1,457 件</td><td>69 件</td></tr><tr><th>ならなかった</th><th>コメント</th></tr><tr><td>169 件</td><td>175 件</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td></tr><tr><td>1,695 件</td><td></td></tr></table> ② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等情報提供した。 ○ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,444 件であった。内、苦情は 28 件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。	参考になった	どちらでもない	1,457 件	69 件	ならなかった	コメント	169 件	175 件	合 計		1,695 件		＜評定と根拠＞ 評定：B ホームページの活用による情報提供の充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が 256 万件から 300 万件に増加した。 また、情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。 更に災害発生時に掛金納付期限の延長手続きなどホームページを通じて情報提供の迅速化と充実に努めた。 これらを踏まえ B と評価する。 ＜評価の視点＞ ・ 災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域の最新の情報を迅速に提供した。 ・ サイト内に掲載していた中退共の制度説明の動画、CM 及び建退共の制度説明の動画の最新版を You Tube に掲載するようにした。 ・ 建退共モバイルサイトへトップページから QR コードによりアクセスできるようにして、利便性への向上を図った。	評定	B
					参考になった	どちらでもない														
1,457 件	69 件																			
ならなかった	コメント																			
169 件	175 件																			
合 計																				
1,695 件																				
＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。 照会や要望等に対してホームページの有効活用を図っていること、QR コードによるアクセスや相談員連絡会議の開催など、創意工夫のある取組の実施により、情報提供や加入者からの意見等に適切に対応できている。 さらに、サービス向上のために応対マニュアルの見直したうえ、コールセンター業務内容の理解と取次ぎ時のスムーズな連携を図るため、職員を対象に講習を実施し、コールセンターと中退共本部との連携がスムーズに行くよう取り組んだことも評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞																				

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。		対し改正後の「共済約款」を交付した。 ④ 各部署の要望等を基にホームページを適時更新するとともに、災害救助法適用地域への対応等、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 【主な更新情報】 ・日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて（運用部） ・平成 26 年 4 月からの退職金共済契約申込書の改訂について（中退共） ・厚生年金基金からの移換手続きを行う場合の手続き資料の掲載（中退共） ・中小企業勤労者貸付金利引き下げについて（財形部）		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (3) 積極的な情報の収集及び活用		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
										予算額（千円）	—	—		
										決算額（千円）	—	—		
										経常費用（千円）				
											—	—		
										経常利益（千円）	—	—		
										行政サービス実施コスト（千円）	—	—		
										従事人員数	—	—		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させ	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を２回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。 ・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。	<主要な業務実績> （３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中退共参与会（11月11日）、特退共参与会（11月27日）、中退合同参与会（3月23日）をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の25年度の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、未請求・未更新に対する取組、特退共制度の財政検証、独立行政法人改革に関する中退共制度の見直し、及び中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。 【主な意見】 ・退職金共済制度の加入を促進するために、各事業本部において、それぞれの事業に合った方策を検討し、より一層のPRに心がけていただきたい。 ・累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら取組を行い、新たな未請求者を出さない取組については引き続き強化していただきたい。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」（中退共事業・建退共事業） ・「事業季報」（清退共事業・林退共事業） ③ 中退共制度に加入している企業を対象に、退職金制度の現状について把握することを目的とした「退職金実態調査」を10月に実施した（6,500社、有効回答数4,210社、回答率64.8%）。今回の調査は、広報活動の参考として、イメージキャラクターについての設問を設けた。平成26年2月までに調査結果の報告書を作成し、調査結果はホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 参与会を3回開催して外部有識者の意見を聴取した。 また、「退職金実態調査」において、広報活動の参考となる設問を設け、調査結果をホームページで公表することとした。 これらを踏まえBと評価する。 <評価の視点> ・外部の有識者で構成する中退共参与会、特退共参与会をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、退職金未請求者等に対する取組、特退共制度の財政検証、独立行政法人改革に関する中退共制度の見直し、及び中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令についての報告を行い、参与から意見を聴取した。 ・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・平成26年度の「退職金実態調査」は、中退共制度加入企業における	評定 B <評定に至った理由> 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 参与会を複数開催して外部有識者からの意見聴取を行ったことや加入企業に対して退職金の実態調査を実施するなど、勤退機構の取組に関する意見・要望等の情報を収集してサービス向上を図るための資料として活用が行われている。 また、毎月の各退職金共済事業への加入状況や退職金支払い状況に関する統計資料をホームページへ掲載することによって国民への情報提供を行っている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

		る。	調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。			退職金制度及び退職金支給の実態について把握するとともに、事務手続き等に対する要望等を調査し、サービス向上及び今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とすることが目的のため、調査結果を公表した。 <課題と対応> 平成 26 年度においても着実に情報収集及び活用を図ってきたところであるが、事業改善は不断の努力が重要であり、引き続き情報収集及び活用に取り組むことが重要である。	
--	--	----	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	I 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的实施 （1）加入目標数 （2）加入促進対策の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間達成率	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
加入目標数									予算額（千円）	—	—			
機構全体	2,176,150 人	2,595,250 人	443,240 人	439,235 人	435,230 人	431,225 人	427,220 人		決算額（千円）	—	—			
中退共事業	1,620,000 人	1,943,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人		経常費用（千円）	—	—			
建退共事業	545,000 人	640,000 人	117,000 人	113,000 人	109,000 人	105,000 人	101,000 人		経常利益（千円）	—	—			
清退共事業	650 人	750 人	140 人	135 人	130 人	125 人	120 人		行政サービス実 施コスト（千円）	—	—			
林退共事業	10,500 人	11,500 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人		従事人員数	—	—			
加入者数 【達成率】														
機構全体		2,671,992 人 【103.0%】	443,121 人 【100.0%】	469,876 人 【107.0%】										
中退共事業		2,019,494 人 【103.9%】	315,653 人 【 97.4%】	338,185 人 【104.4%】										
建退共事業		639,850 人 【100.0%】	125,590 人 【107.3%】	129,734 人 【114.8%】										
清退共事業		767 人 【102.3%】	142 人 【101.4%】	137 人 【101.5%】										
林退共事業		11,881 人 【103.3%】	1,736 人 【 82.7%】	1,820 人 【 86.7%】										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注） 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
					業務実績	自己評価													
	3 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。	3 加入促進対策の効果的実施 （１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては 1,620,000 人 ② 建退共事業においては 545,000 人 ③ 清退共事業においては 650 人 ④ 林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人 （２）加入促進対策の実施 上記の目標を達成	3 加入促進対策の効果的実施 （１）加入目標数 平成 26 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。 ① 中退共事業においては 324,000 人 ② 建退共事業においては 113,000 人 ③ 清退共事業においては 135 人 ④ 林退共事業においては 2,100 人 合計 439,235 人 （２）加入促進対策の実施 中期計画における	＜定量的指標＞ 新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計） ・中退共事業においては 1,620,000 人 建退共事業においては 545,000 人 清退共事業においては 650 人 林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。 ・個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っている	＜主要な業務実績＞ 3 加入促進対策の効果的実施 （１）加入目標数 平成 26 年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。 <table><tr><th>26 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th></tr><tr><td>加入目標（人）</td><td>439,235</td><td>324,000</td></tr><tr><td>加入実績（人）</td><td>469,876</td><td>338,185</td></tr><tr><td>達成率（％）</td><td>107.0</td><td>104.4</td></tr></table> ・中退共事業においては、景気回復による中小企業への影響は未だ限定的な中、存続厚生年金基金からの移行及びマスメディアを積極的に活用するなどの取組を充実させること等により、加入目標の達成率は 104.4％であった。 ・建退共事業においては、公共工事発注機関に対し受注者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収、現場標識の掲示の指導等の要請を継続的に行うなど加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施した結果、加入目標の達成率は 114.8％であった。 ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率は 101.5％であった。 ・林退共事業においては、森林管理局を直接訪問し、加入促進の協力依頼を行うなどの取組を積極的に実施したものの、木材価格の低迷など林業界をとりまく厳しい環境により、加入目標の達成率は 86.7％であった。 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用	26 年度	機 構	中退共事業	加入目標（人）	439,235	324,000	加入実績（人）	469,876	338,185	達成率（％）	107.0	104.4	＜評定と根拠＞ 評定：B 加入目標の達成に向け、中退共事業が存続厚生年金基金からの移行及びマスメディアを積極的に活用する等、各事業において様々な積極的取組を行った結果、中退共事業、建退共事業及び清退共事業については目標を達成した。 これらを踏まえ B と評価する。 ＜評価の視点＞ ・関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行い、10月を加入促進強化月間としてポスター、パンフレット等を活用した集中的な活動を行った。 ・未加入事業主に対して個別訪問やダイレクトメールにより加入勧奨を行	評定 B ＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。 マスメディアの積極活用、相談員や普及推進員による加入勧奨、10 月の強化月間の取組、トップセールの実施など、各種加入促進対策に実施により、機構全体では加入目標を達成できていることから評価できる。 特に建退共事業においては、建設現場の標識に加入状況の掲載を要請するなど創意ある取組により加入目標の達成率が 114.8％であったことは高く評価できる。 しかし、個別に見ると累積欠損金が解消されていない林退共事業にあっては加入目標を達成できていない。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特に林退共事業にあっては、加入目標を達成できていないことから、関係団体や林野庁とも連携した取組を展開していく必要がある。 さらに、存続厚生年金基金からのスムーズな移行を図っていくことは基金構成企業で働く従業員への安心に結びつくことから、業界団体の集まりや中小事業者の集まりの場を利用して移行手続の説明を行うなど、積極的な周知広報活動に努める必要がある。 加えて、加入促進に積極的に取り組む普及推進員等のモチベーションが一層高められるような対応策を検討すること。
26 年度	機 構	中退共事業																	
加入目標（人）	439,235	324,000																	
加入実績（人）	469,876	338,185																	
達成率（％）	107.0	104.4																	

	するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。	加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介	か。 ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。 ・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。	対効果を踏まえ実施した。 なお、特退共事業の従来の放送（映）依頼に加えて、平成 26 年度より中退共事業と連携し、NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビ 5 回・ラジオ 20 回放送された。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（各本部、都道府県支部（建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47 か所）、相談コーナー（中退共事業 2 か所、建退共事業 2 か所）に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。 <table><tr><td></td><td>中退共事業</td><td>建退共事業</td></tr><tr><td>パンフレット等の配布</td><td>1,800 部</td><td>84,622 部</td></tr><tr><td>備付先</td><td>2 か所</td><td>49 か所</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>パンフレット等の配布</td><td>470 部</td><td>470 部</td></tr><tr><td>備付先</td><td>47 か所</td><td>47 か所</td></tr></table> (注)・備付先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4 共済制度のパンフレットを相互に備え付けている。		中退共事業	建退共事業	パンフレット等の配布	1,800 部	84,622 部	備付先	2 か所	49 か所		清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	470 部	470 部	備付先	47 か所	47 か所	うとともに、既加入事業主に対し追加加入勧奨を行い、また、事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応をした。 ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行うとともに、これら機関が発行する広報誌等へ記事掲載を依頼した。 ・ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけた。 ・ 建退共事業においては、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。 ・ 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を行った。	＜その他事項＞
	中退共事業	建退共事業																						
パンフレット等の配布	1,800 部	84,622 部																						
備付先	2 か所	49 か所																						
	清退共事業	林退共事業																						
パンフレット等の配布	470 部	470 部																						
備付先	47 か所	47 か所																						

			配布する。		【記事掲載依頼】 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th></tr><tr><td>依頼した団体等の数</td><td>6,423 件</td><td>1,789 件</td></tr><tr><td>掲載件数</td><td>1,168 件</td><td>228 件</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>依頼した団体等の数</td><td>271 件</td><td>434 件</td></tr><tr><td>掲載件数</td><td>3 件</td><td>2 件</td></tr></table> ○中退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備付け依頼 6,885 件 354,490 部) (記事掲載依頼 637 件) ・6月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体 (2,829 件) 及び業務委託・復託団体 (3,594 件) に行うとともに、職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。 (訪問による依頼 職員: 135 件 普及推進員等 : 1,706 件) (掲載確認 1,168 件) ・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた 25 年度団体一覧をホームページに掲載した (掲載団体数 674 件)。 ○建退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料の窓口備付け依頼 2,865 箇所 (内 窓口備付け 290 箇所) 広報記事の掲載依頼 1,789 箇所 (内 記事掲載 228 箇所) ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画 DVD を配布した (176 枚)。 ○清退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の		中退共事業	建退共事業	依頼した団体等の数	6,423 件	1,789 件	掲載件数	1,168 件	228 件		清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	271 件	434 件	掲載件数	3 件	2 件		
	中退共事業	建退共事業																							
依頼した団体等の数	6,423 件	1,789 件																							
掲載件数	1,168 件	228 件																							
	清退共事業	林退共事業																							
依頼した団体等の数	271 件	434 件																							
掲載件数	3 件	2 件																							

			ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施する。		窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 274 所 3,013 部 記事掲載依頼 271 所 うち、記事掲載 3 件 ○林退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 447 所 5,182 部 記事掲載依頼 434 所 うち、記事掲載 2 件 ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。 ・特退共事業の従来の放送（映）依頼に加えて、平成 26 年度より中退共事業と連携し、NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビ 5 回・ラジオ 20 回放送された。（再掲） ○中退共事業においては、 ・月間を含む期間、首都圏、東海地域及び近畿地域をはじめとする地域において、テレビ用 CM を放送。 ・月間を含む期間、首都圏、東海地域及び近畿地域において、車両広告（JR・地下鉄）を実施。 ・全国紙朝刊に 2 度にわたり広告を掲載 ・月間を含む期間、CM 放送を行ったテレビ局において、パブリシティ（番組内で中退共制度の紹介）を放送。 ・3 放送局のラジオで制度について PR ・経済誌等 4 誌に広告を掲載 ・1 月の 3 週間、首都圏、東海地域及び近畿地域において、駅貼りポスターを掲示。 ○建退共事業においては、 ・業界新聞（4 社）への広告掲載 8 回 - 記事掲載 4 回 ・本部 業界団体専門誌広告掲載 67 回 - 記事掲載 14 回 ・支部 テレビ放送 25 回 - ラジオ放送 126 回		
	ハ 工事発注者の協	ニ 建退共事業にお					

		力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、機構から	いては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。 ロ 中退共事業においては、機構から加	ニ 建退共事業においては、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。 ・要請依頼 6月30日 1,745 団体 ・説明会（本部実施分） 8月25日 茨城県土木部 主催 参加人数：100 人 ・説明会（支部実施分） 開催回数 154 回 参加人数 14,459 人 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ○中退共事業においては、 ・普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を実施した。 （未加入企業訪問数は 11,040 件、うち加入 1,273 件） ・無料相談対象地域（550 所）及び対象地域以外（97 所）において未加入事業所訪問活動を実施した。 （首都圏 359 所、東海地域 68 所、近畿地域 123 所、その他 97 所） ・未加入事業所を対象に一般説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 14 回 409 所 495 人（うち個別相談会 85 所） ・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った（304 所）。 ・拠点地域における未加入事業所を対象にダイレクトメールによる加入勧奨を行った。 一般の無料訪問相談を行った事業所 234 件 中退共本部に資料請求のあった事業所 1,758 件 ○建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ・相談対応件数： 6,045 件 ○清退共事業においては、相談員連絡会（6 月）を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した		
--	--	---	--	--	--	--

		加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。 既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。	入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。 i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。 iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。	事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行った。 i) 業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページにおいて業務委託契約に係る公募を行った。 （新規委託契約2件、復託契約48件） ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加加入勧奨を実施（30,585件）するとともに、既加入事業所リストを基に引き続き普及推進員等により追加加入勧奨を実施した。 iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化した。 ・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例会議を実施した。 首都圏11回、東海地域11回、近畿地域11回 ・事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った（90件）。 ・フランチャイズ加盟店に対する加入勧奨を図るため、フランチャイズ本部企業を訪問し加入促進協力依頼を行った（25件）。 iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行った。 【主な例】 ・地域に密着した信用金庫等を訪問してパンフレット等の配布、備え付け及び金融機関による加入勧奨を依頼した（37		
--	--	--	--	--	--	--

	厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。	v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。		件)。 ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度広報の掲載（平成 26 年 10 月 1 日発行）		
	ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。		v) 厚生労働省と連携し、高い成長が見込まれる分野等の業種に対し加入勧奨を行った。 ・厚生労働省と連携し、日本歯科医師会を訪問して加入促進の協力依頼を行い、歯科医師会会員を対象とする中退共制度のアンケート実施に向けての検討を行った。 ・厚生労働省から紹介された業界団体を昨年度に引き続き訪問し、加入促進協力依頼を行った。 ・商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った（訪問件数 134 件）。 ・農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（訪問件数 50 件）。 ・不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（訪問件数 15 件）。 ・工業団地に対する加入勧奨を図るため、都道府県の政策担当を訪問し、加入促進協力依頼を行った（訪問件数 10 件）。		
	ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移して	ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に		ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる加入勧奨を行った。また、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 ・要請件数 220 社 パンフレット配布 23 社 9,043 部配布 PDF 配布 13 社 4,146 部配布 ・個別訪問 20 社 パンフレット配布 2 社 1,170 部配布		
				ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2 度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行った（平成 26 年 9 月 26 日 2,021 所、平成 27 年 2 月 23 日 2,023 所）。		

		いること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。	に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。		ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。 iii) 「全国酒類製造名鑑 2014」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った(平成 26 年 11 月 19 日 112 事業所)。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2 度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨(平成 26 年 7 月 7 日 3,273 所、平成 27 年 1 月 9 日 3,269 所)。 ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った(平成 26 年 9 月 10 日)。 未加入事業所 44 所 加入事業所 471 所 計 515 所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った(平成 26 年 9 月 26 日)		
		③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内		③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った(実施回数 7 回)。		

		説明を行うなど、 制度の普及及び加入 勧奨を行う。	容や加入手続等の 説明を行うなど、制 度の普及及び加入 勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区 町村が開催する各 種会議等で、制度内 容や加入手続等の 説明を行うなど、制 度の普及及び加入 勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団 体、関係業界団体等 が開催する各種会 議等で、制度の周知 広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独 立行政法人中小企 業基盤整備機構等 が開催する、ベンチ ャー企業・新規創業 企業等を対象とし たイベント等へ資 料の設置を依頼す るなど、制度の周知 広報を行う。 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開 催する建設業に係 る公共事業の発注 担当者会議におい て、制度内容や加入		ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広 報を行った（実施回数 53 回）。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議 等で、制度の周知広報を行った。 実施数 105 回 ・全国労働保険事務組合 28 回 ・社会保険労務士会 7 回 ・商工会議所 3 回 ・商工会 9 回 ・労働基準協会 4 回 ・青色申告会 3 回 ・その他の団体 51 回 iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構開催の「中小企業総合 展」、「新価値創造展」及び東京都が開催する「産業交流展」 に資料設置を依頼し、制度の周知広報を行った。 ・未加入企業へダイレクトメールを送付した。 資料設置回数 5 回、ダイレクトメールを送った未加入企 業数 685 社 また、地方経済産業局が開催する各種会議等で、2 度にわた り制度の普及及び加入勧奨にあたり、説明時間の確保等を依 頼した。 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担 当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うな ど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った（11 回）。		
--	--	--	---	--	---	--	--

			手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。		ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（6回）。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（148回）。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（170回）。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（平成 26 年 4 月 3 日）。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 12 所（山形県酒造組合他） ・資料配布による勧奨 3 所 490 部（能登杜氏組合等） 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した（平成 26 年 4 月 3 日）。		
--	--	--	---	--	--	--	--

		ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。																												
	④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10 月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開		ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勸奨 15 所（九州森林管理局他） うち、25 年度より実施（3 ヶ年計画） 2 森林管理局（関東、九州） 5 県（群馬県庁、新潟県庁、熊本県庁、宮崎県庁、鹿児島県庁） うち、26 年度より実施 ・林業就業支援事業運営会議 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業全国担当者会議 ・資料配布による勸奨 9 所 2,270 部（群馬県庁等） ④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 10 月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th></tr><tr><td>ポスター</td><td>21,000 部</td><td>12,180 部</td></tr><tr><td>パンフレット等</td><td>878,000 部</td><td>74,457 部</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>ポスター</td><td>163 部</td><td>326 部</td></tr><tr><td>パンフレット等</td><td>2,414 部</td><td>2,015 部</td></tr></table> ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・91 事業所 iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th></tr><tr><td>実施要綱の配布</td><td>8,446 枚</td><td>11,151 枚</td></tr></table>		中退共事業	建退共事業	ポスター	21,000 部	12,180 部	パンフレット等	878,000 部	74,457 部		清退共事業	林退共事業	ポスター	163 部	326 部	パンフレット等	2,414 部	2,015 部		中退共事業	建退共事業	実施要綱の配布	8,446 枚	11,151 枚		
	中退共事業	建退共事業																												
ポスター	21,000 部	12,180 部																												
パンフレット等	878,000 部	74,457 部																												
	清退共事業	林退共事業																												
ポスター	163 部	326 部																												
パンフレット等	2,414 部	2,015 部																												
	中退共事業	建退共事業																												
実施要綱の配布	8,446 枚	11,151 枚																												

				<table><tr><td></td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>実施要綱の配布</td><td>1,234 枚</td><td>1,961 枚</td></tr></table> ・厚生労働省あて後援名義使用許可願 （平成 26 年 7 月 2 日）。 ・国土交通省あて後援名義使用許可願 （平成 26 年 7 月 16 日）。 ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（平成 26 年 9 月 1 日）。 ・役員によるトップセールスを実施した（25 所）。 ・加入促進強化月間に厚生労働省ホームページ及び人事労務マガジンに中退共制度の広報が掲載された。 ・職業訓練校、工業高等学校、農業・農林高等学校への制度の周知を依頼（平成 26 年 9 月 1 日）。 ・民間発注者団体等に対する制度普及の協力を依頼（平成 26 年 9 月 5 日）。 iv）中退共事業においては、10 月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6 月のサブ月間に以下の活動を行った。 ・理事長及び本部長によるトップセールスを実施した（12 所）。 ・広報誌等への無料記事掲載依頼を地方自治体（2,829 件）及び業務委託・復託団体（3,594 件）に行うとともに、職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。 （掲載確認 1,168 件） （訪問による依頼 職員：135 件 普及推進員等：1,706 件） ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉 i）無料相談対象地域（550 所）及び対象地域以外（97 所）において未加入事業所訪問活動を実施した。 （首都圏 359 所、東海地域 68 所、近畿地域 123 所、その他 97 所）		清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	1,234 枚	1,961 枚		
	清退共事業	林退共事業										
実施要綱の配布	1,234 枚	1,961 枚										

			加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 iii) 月間を含む期間、首都圏をはじめとする地域においてテレビ CM 放送を実施する。 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨の実施 iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメデ	また、既加入事業所リストを基に引き続き普及推進員等により追加加入勧奨を実施した。 ii) 未加入事業所を対象に一般説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 14 回 409 所 495 人 うち個別相談会 85 所 iii) マスメディアを活用した広報として、10 月の加入促進強化月間を中心とする期間、首都圏、東海地域及び近畿地域をはじめとする地域において、テレビ用 CM を放送した（10 月～12 月及び 1 月～3 月）。 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した（平成 26 年 10 月 2 日開催）。 （関係団体 53 団体中 30 団体出席） ii) 未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨を実施した。 ・建設事者に対する制度説明会 1 会場（出席者 88 人） iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した 元請事業主 ・個別訪問 10 社 パンフレット配布 1 社 100 部配布 専門工事業団体 ・10 団体 iv) 労働者用リーフレット・チラシの備付・配布 ・専門工事業団体等 15,140 部 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施		
--	--	--	--	---	--	--

			ィアを活用した広報の実施 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施		新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施、NHKへの放映依頼については、今年度より中退共と連携して行うこととした。 本部 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 18回 記事掲載 7回 支部 テレビ放送 25回 ラジオ放送 126回 〈清退共事業〉 i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した（平成 26 年 9 月 1 日）。 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・平成 26 年 9 月 1 日、平成 27 年 2 月 4 日 NHK（54 支局）への放送依頼 ・平成 26 年 8 月 8 日 業界新聞等に情報掲載依頼 2 件 〈林退共事業〉 ・全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・平成 26 年 9 月 1 日、平成 27 年 2 月 4 日 NHK（54 支局）への放送依頼 ・平成 26 年 8 月 19 日、9 月 20 日 業界新聞等に情報掲載依頼 2 件		
	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施		⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施		
	イ 中退共事業にお	イ 中退共事業にお	イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実				

		いては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	いては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、存続厚生年金基金から中退共事業への移行を促進するため、基金事務局等に周知広報を実施するとともに、関係機関等と連携を図る。	施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた（46 件）。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関（都道府県、市区町村）（1,745 所）に対し入札資格申請時の建退共加入履行証明書または経営事項審査結果通知書による建退共加入の確認、また、工事発注の都度、受注業者から掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。未実施の市区町村についても掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行った。 （添付資料① 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業） ・ 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った（平成 26 年 9 月 10 日） <table><tr><td>未加入事業所</td><td>44 所</td></tr><tr><td>加入事業所</td><td>471 所</td></tr><tr><td>計</td><td>515 所</td></tr></table> また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った（平成 26 年 9 月 26 日）。（再掲） ⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進 ・ 特別相談員、普及推進員全国会議を東京にて開催し、改正内容と移行促進等の周知を行った（平成 26 年 5 月 22 日・23 日）。 ・ 基金事務局への訪問又は資料発送を行った。 <table><tr><td>訪問</td><td>107 基金</td></tr><tr><td>資料発送</td><td>85 基金</td></tr></table> ・ 生命保険会社及び信託銀行に対して、移行促進等を依頼した。 <table><tr><td>生命保険会社</td><td>4 件</td></tr><tr><td>信託銀行</td><td>5 件</td></tr></table> ・ 基金事務局等が開催した説明会で制度の周知広報を行った。	未加入事業所	44 所	加入事業所	471 所	計	515 所	訪問	107 基金	資料発送	85 基金	生命保険会社	4 件	信託銀行	5 件		
未加入事業所	44 所																			
加入事業所	471 所																			
計	515 所																			
訪問	107 基金																			
資料発送	85 基金																			
生命保険会社	4 件																			
信託銀行	5 件																			

					基金事務局 21 回 その他 6 回 ・ 商工会等の委託団体を訪問し、移行について事業所に対し 周知広報等を依頼した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4－2 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16 日以内に融資の貸付決定								予算額（千円）	—	—			
達成度		100%	100%						決算額（千円）	—	—			
新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、満足した旨の評価割合	8 割以上								経常費用（千円）	—	—			
達成度		100%	100%						経常利益（千円）	—	—			
財形事業に関するホームページのアクセス件数	毎年 20 万件以上								行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
実績値		231,030 件	267,321 件						従事人員数	—	—			
達成度		【115.5%】	【133.7%】											
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12 万件以上													
実績値		120,500 件	307,000 件											
達成度		【100.4%】	【255.8%】											
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	5 誌以上													
実績値		6 誌	7 誌											
達成度		120%	140%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載 注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	<主な定量的指標> - 財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。 - 新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。 - 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 - 地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。 - 企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 - 外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進につい	<主要な業務実績> Ⅱ 財産形成促進（以下「財形」という。）事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、平成26年度より外部専門家による職員研修を実施したほか、受講した通信講座を修了した。 貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施するとともに本年度より中小企業勤労者の利用促進を図るため、中小企業の事業主に雇用される勤労者に対し、貸付金利を引き下げる特例措置を講じた。 なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。 また、新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の83.3%の者から満足した旨の評価を得た。 さらに貸付決定に当たっては、平成26年度中に貸付決定したすべて（751件）について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。	<評定と根拠> 評定：B 融資業務のサービス向上を図るため、平成26年度中に資金交付した転貸勤労者に対してのアンケートを行い、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得た。また、貸付決定に当たっては、平成26年度中に借入申込みのあったすべてについて、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。 周知に関しては、財形事業に関するホームページのアクセス件数並びに中小企業に対する制度の導入及び運営に係る各種情報提供数について、いずれも数値目標を達成した。 これらを踏まえBと評価する。	評定	B
	2 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たって		2 周知について 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、以下の措置を講じた。 ① 利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引き等の作成に取り組んだ。		<評定に至った理由> 以下の状況より、周知について取り組むべき課題はあるものの、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 勤労者生活の安定等のため融資における適正な貸付金利設定や審査業務の向上を図ったことにより、目標とした処理期間を達成しただけでなく、利用者に対するアンケート調査評価で目標以上の満足評価を獲得したことから、当初目標を達成したものと評価する。 また、財形制度の周知や中小企業への加入促進等に係るホームページ、メールマガジン等の設定目標についてもすべて達成したものと評価する。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>

	条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。	たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指す。 ② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度	は、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。 ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 ③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20 万件以上を目指す。 ④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。特に、平成 26 年度に実施する中小企業貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。 ・行政機関等のメール	て、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。 ・ ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。	平成 26 年度は第 4 ・四半期に、具体的な利用事例の紹介として、転貸融資利用者のインタビュー記事（利用者の声）をホームページに掲載し、パンフレットを作成した。 また、申込みに係る手引等の作成については、制度改正等の整理を行い、平成 27 年 3 月に完成し、金融機関等の関係機関への配布を行った。 ② インターネットや電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答を Q & A としてホームページに公開した。 ③ 財形事業に関するホームページのアクセス件数について、267,321 件であった。 ④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。 ・ 行政機関等 17 機関のメールマガジンを活用し、307,000	＜評価の視点＞ ・ 融資業務の運営に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、通信講座の受講、図書等の活用により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び 5 年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施するとともに本年度より中小企業勤労者の利用促進を図るため、中小企業の事業主に雇用される勤労者に対し、貸付金利を引き下げる特例措置を講じた。 なお、住宅金融支援機	
--	---	--	--	--	---	--	--

	の周知を図る。 ・地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携を取り、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 ・企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。	マガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 ・地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携を取り、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組む ・企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。		件の登録者に財形制度の周知を図った。 ・地方公共団体 14 団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 ・財形制度の普及促進については、7 事業主団体と連携を取り、財形制度の普及促進に取り組んだ。 ・企業向け情報誌 7 誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 ・中小企業貸付金利引下げ特例措置については、インターネットによる広告を実施し、周知に努めた。	構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。 ・財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページ及びパンフレットに掲載し、内容の充実を図った。 ・貸付金利等の利用条件については、確定後速やかに掲載を行った。特に、平成 26 年度より実施の中小企業勤労者貸付金利特例措置の実施期間延長については、特設ページにて情報掲載を行い、普及促進に努めた。	
③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度 6,000 か所以上に送付することを目指す。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフ	⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 6,000 か所以上に送付することを目指す。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成 26 年度につ	⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、効率的な制度の周知、利用の促進を図った。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 7,194 箇所を送付した。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成 26 年度については、基本設計作業に着手し完了した。		＜課題と対応＞ 融資業務及び周知について、目標どおりの実績を挙げることができたと考えているが、引き続きの努力が必要と考えている。 また、貸付決定日数の短縮や周知の充実など融資制度に関するものだけでなく、財形制度全般の周知を図ることが財形融資の積極的な活用につながるものであることから、財形制度全般の周知に取り組むことが重要と考えている。	

		トウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。	いては、基本設計作業に着手する。				
--	--	------------------------------------	------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２－１	１ 効率的な業務実施体制の確立等、内部統制の強化、情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	０４５１－００ ０４５２－００

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第２　業務運営の効率化に関する事項	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　効率的な業務実施体制の確立等 機構として、以下の取組を行った。 ・建退共本部において、長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、「業務調査役」を設置した（平成 26 年 4 月 1 日）。 ①　退職金共済事業において、各種業務の電子化、効率化を行った。 ○中退共事業においては、 ・中退共事業と同様に CMT（磁気テープ）により掛金預金口座振替を実施している他団体等へ、金融機関とのデータ授受方法について、現在の状況及び今後の対応について情報収集を行ない、媒体変更を検討する際の参考にした。 ・ホームページより加入者等が行なえる加入証明書電子申請・自動交付システムを本格稼動し、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が 69.9%となり、電子申請開始 1 年間で 7 割まで拡大した。 ②　業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について、以下の取組を行った。 ・中退共事業において、厚生年金基金からの資産移換先となることを受け、退職金共済契約の申込書（新規）に存続厚生年金基金加入の有無欄を設けた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 効率的な業務実施体制の確立等のため、建退共本部における組織の見直しを行ったほか、電子化、外部委託に関する取組を進めることができた。 また、中期計画の定期的な進行管理に取り組み、「業務推進委員会」等を定期的に開催し、業務の遂行状況の把握・検証を行うとともに、その結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。 更に、コンプライアンス推進委員会等の開催により内部統制の強化に努めた。特に、理事長と管理職員との個別面談の際に、コンプライアンスに係る事項についても確認し、問題があればコンプライアンス推進委員会で審議することとし、出された事項について審議した。 これらを踏まえ B と評価する。 ＜評価の視点＞ ・　建退共事業に係る長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、業務実施体制の効率化を図った。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。 建退共事業における長期未更新縮減を図っていくための体制を整え取り組んでいること、中期計画の進行管理を組織的に定期に行っていること、各種業務の電子化や業務処理方法の見直しについても組織的に対応できていること、さらにコンプライアンスに係る事項について審議の場を設け、また各階級・部署別の会議を定例開催するとともに個別面接も実施しており業務運営が適切に進行していくよう内部統制を図っていることは評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 業務の効率化、進行管理、さらに内部統制の強化については、不断の検証とともに見直しの実施が求められることから、組織的に問題意識を共有した上で効率化等が進められていくよう取り組む必要がある。特にコンプライアンス推進委員会（平成 27 年 4 月 1 日以降はリスク管理コンプライアンス推進委員会に改組）において業務実施の障害となる要因を事前のリスクとして識別、分析及び評価を行い、当該リスクへの適切な対応が可能となるような取組を速やかに行う必要がある。 また、情報セキュリティ対策については、業務システムとの物理的又は理論的な分離も含めて、脆弱性の認められる箇所への抜本的な対策を検討し、可能などころから随時改善を図ってい	
	１　効率的な業務実施体制の確立等	１　効率的な業務実施体制の確立等	１　効率的な業務実施体制の確立等					
	独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。	独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。	独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。					
		①　退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。	①　退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。					
		②　業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。	②　業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。					
					＜評価の視点＞ ・　業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。			

		2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成25事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成26事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。 ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成25事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行	- 各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。 - 外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。 - 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 - 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 - 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握によ	- 中退共事業において、不正加入、不正受給の再発を防止するための省令改正に伴い、退職金共済契約申込時及び退職届提出時における添付書類の見直しを行うとともに、書類審査確認を強化し、関連する中退共事業約款を掲載した。 - 中退共事業において、共済契約者から随時受け入れる退職金試算業務について、回答送付用封筒を窓開きに変更し、誤送付防止等サービスの向上を図った。 - 建退共、清退共及び林退共事業において、退職金共済契約の申込書に反社会的勢力に関する確認項目を新設し改正約款を掲載した。 - 財形事業において、7事業主団体に委託し、財形制度の普及促進に取り組んだ。 2 中期計画の定期的な進行管理 ① 機構の平成26事業年度計画、平成25事業年度実績報告書、厚生労働省・独立行政法人評価委員会（以下「評価委」という。）により取りまとめられ通知された「平成25事業年度業務実績の評価結果」を全員回覧するとともに、平成26事業年度実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部等において会議等を開催し、職員の更なる意識改革を図った。 ② 「業務推進委員会」を5回開催し、各事業本部等の平成25事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「平成25事業年度実績報告書（案）」の審議を行い、評価委に報告書を提出した（6月30日）。	- 中退共事業において、全国銀行協会で DVD 媒体をデータ交換媒体として追加したことにより、CMT媒体の使用を中止する金融機関に対し、掛金預金口座振替時に使用する媒体を DVD 媒体へ変更するための手続を実施した。 - 中退共事業において、ホームページより加入者等が行なえる加入証明書電子申請・自動交付システムを本格稼動し、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が69.9%となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。 - 財形事業において、7事業主団体に委託し、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により、財形制度の普及促進に取り組んだ。 「業務推進委員会」は5回、中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」は各4回開催し、業務の遂行状況等の把握を行った。 「業務推進委員会」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を行うとともに、適宜、業務	く必要がある。 <その他事項>
--	--	--	---	--	--	---	-------------------------------------

		う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。	り、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。 ・ 職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。	③ 中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した。	運営の方針を指示した。 また「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極的な加入勧奨を実施した。 なお、建退共事業においては、都道府県別職業訓練校・工業高等学校、農業・農林高等学校に対する制度周知を行った。						
2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究	3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における	3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における	・ 内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様） ・ 平成22年3月独立行政法人における内	3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の各課長による期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。 各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や実施に当たり、各課(室)で役割分担をした上で、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。 これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 <table><tr><td></td><td>理事会 (機構)</td><td>幹部会 (中退共本部)</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>12回 (毎月)</td><td>12回 (毎月)</td></tr></table>		理事会 (機構)	幹部会 (中退共本部)	開催回数	12回 (毎月)	12回 (毎月)	・ 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。 ・ 各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、理事会、幹部会、業務推進委員会及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 ・ 監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策
	理事会 (機構)	幹部会 (中退共本部)									
開催回数	12回 (毎月)	12回 (毎月)									

	会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のⅠの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のⅠの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。 ・コンプライアンス推進委員会を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。 ・講じた措置についての公表が適切に行われているか。	<table><tr><td></td><td>部内会議 (建退共本部)</td><td>部内連絡会議 (清退共本部・林退共本部)</td><td>部内会議 (財形本部)</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>21回 (隔週)</td><td>12回 (毎月)</td><td>12回 (毎月)</td></tr></table> (注1) 開催回数欄の下段（ ）内は、原則の開催時期 (注2) 理事会のほか、役員・監事からなる役員連絡会を平成 23 年度から原則毎月 1 回開催し、機構全体の組織、業務運営の適正化を図った (注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施 ・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会を定期的に開催した。 ・「契約の適正化の推進」のため、昨年に引き続き契約監視委員会を3回開催し、審議概要等をホームページに掲載した。 ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成 26 事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規程遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディスカッションを行った。 ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 ・改正独法通則法施行（平成 27 年 4 月 1 日）に向けて総務省通達に基づき、改正・整備すべき規定について、改正等を行った。 ・コンプライアンス推進委員会を平成 27 年 3 月 27 日に開催し、日本生命保険相互会社（以下「日生」という。）職員が関与した中退共制度の不正受給事案について、概要、日生に対する措置及び再発防止策等の報告を行った。また、改正独法通則法施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対しての強化案を審議した。		部内会議 (建退共本部)	部内連絡会議 (清退共本部・林退共本部)	部内会議 (財形本部)	開催回数	21回 (隔週)	12回 (毎月)	12回 (毎月)	定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 ・平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 ・理事会や理事長と管理職員との個別面談等の機会において、コンプライアンスに係る事項や職場環境についても確認した。 ・コンプライアンス推進委員会を 3 月 27 日に開催し、日生職員が関与した中退共制度の不正事案について、概要、日生に対する措置及び再発防止策等の報告を行った。また、改正独法通則法施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対しての強化	
	部内会議 (建退共本部)	部内連絡会議 (清退共本部・林退共本部)	部内会議 (財形本部)												
開催回数	21回 (隔週)	12回 (毎月)	12回 (毎月)												
3	情報セキュリティ対策の推進	4	情報セキュリティ対策の	4	情報セキュリティ対策の	4	情報セキュリティ対策の推進								

	政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施した。 - 最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用。 - フィルタリングによるアクセス制御。 - アクセスログの検証。 - 関係職員への注意喚起。 - 暗号化通信の脆弱性に対応するため通信プロトコルを SSL から TLS へ移行した。 - サイバーセキュリティ基本法の公布に基づくサイバーセキュリティ月間のバナーを掲載し、セキュリティに対する周知を行った。 「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会」を実施（平成 26 年 6 月 13 日）。 運用管理者：8 名、役職員：28 名、新入職員 6 名 - サイバー攻撃対策セミナーを職員が受講した（平成 26 年 6 月 11 日）。 - インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施した（平成 26 年 9 月、平成 27 年 3 月）。	案を審議した。 - 契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催し審議概要等をホームページで公表した。 「随意契約等見直し計画」のフォローアップの結果をホームページで公表した。 - 政府の方針を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）からのセキュリティ情報を管理者等へ注意喚起を行うとともに、「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会」を実施している。 また、日々のセキュリティ対策の運用においても、毎週業務終了後セキュリティプログラムの更新を行い、最新のセキュリティレベルを維持している。 <課題と対応> 平成 26 年度においては着実に効率的な業務実施体制を構築してきたところであるが、改正中小企業退職金共済法が施行されることも踏まえ、より一層効率化を図ることが重要である。 また、中期計画の定期的な進行管理や内部統制の強	
--	--	---	---	---	---	--	--

						化にも取り組んだところであるが、独立行政法人通則法の改正により内部統制に関する取組を強化する必要があることから、今後とも不断の見直しを行う必要がある。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	2 業務運営の効率化に伴う経費削減（1）一般管理費及び業務経費 （2）人件費		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)	
	一般管理費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 251,421	286,093	277,415	268,744	260,080	251,421		
	一般管理費（実績値）（千円）		200,559	192,125					
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度予算額（295,788 千円）に比べて 15％以上の削減	32.2％	35.0％					
	業務経費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 4,699,564	4,990,687	4,934,185	4,877,606	4,819,307	4,699,564		
	業務経費（実績値）（千円）		4,015,874	3,971,061					
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度予算額（5,081,381 千円）に比べて 5 ％以上の削減	21.0％	21.9％					

注）削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。

削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
					業務実績	自己評価																						
	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。	<定量的指標> ・ 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については35.0%、業務経費（新規事業、財形事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については21.9%の削減を行った。 (数値は決算確定前のため速報値である) <table><tr><th colspan="2">一般管理費</th></tr><tr><th>24年度予算額</th><th>26年度決算額</th></tr><tr><td>295,788 千円</td><td>192,125 千円</td></tr><tr><th colspan="2">削減額（率）</th></tr><tr><td colspan="2">103,663 千円（△35.0%）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">業務費</th></tr><tr><th>24年度予算額</th><th>26年度決算額</th></tr><tr><td>5,081,381 千円</td><td>3,971,061 千円</td></tr><tr><th colspan="2">削減額（率）</th></tr><tr><td colspan="2">1,110,320 千円（△21.9%）</td></tr></table> また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った（平成26年5月13日、8月12日、11月14日、平成27年2月16日）。	一般管理費		24年度予算額	26年度決算額	295,788 千円	192,125 千円	削減額（率）		103,663 千円（△35.0%）		業務費		24年度予算額	26年度決算額	5,081,381 千円	3,971,061 千円	削減額（率）		1,110,320 千円（△21.9%）		<評定と根拠> 評定：B 平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については35.0%、業務経費（新規事業、財形事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については21.9%の削減を行った。 また、人件費についても諸手当を国に準拠して支給しているほか特別都市手当を国家公務員より低い水準に留めており、必要な検証も行っている。 このため、昨年度とほぼ同様の結果であることを踏まえBと評価する。	評定	B
	一般管理費																											
	24年度予算額	26年度決算額																										
295,788 千円	192,125 千円																											
削減額（率）																												
103,663 千円（△35.0%）																												
業務費																												
24年度予算額	26年度決算額																											
5,081,381 千円	3,971,061 千円																											
削減額（率）																												
1,110,320 千円（△21.9%）																												
						<評定に至った理由> 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 一般管理費及び業務経費の削減実績は、中期計画目標を上回る達成状況にあり、高く評価できるものの、人件費については勤退機構では国と比べ管理職の割合が高く、また東京都特別区に勤務する場合に適用される都市手当であることから、国家公務員の給与水準と比較すると若干高いこと、他方で支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は1.2%と低い。（なお、平成25年度に一般競争入札を大幅に導入した結果、一般管理費が△32.2%、業務経費が△21.0%となったもの。） <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>																						
	(2) 人件費 総人件費（退職	(2) 人件費 総人件費（退職	(2) 人件費 総人件費（退職		(2) 人件費																							

	金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因	金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因	<評価の視点> ・ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ・ 総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。 ・ 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。） ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独	機構の平成 26 年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。 ①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.4、地域・学歴勘案では102.5と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。	<評価の視点> ・ 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 ・ 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めている。 ・ 年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 ・ 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.4、地域・学歴勘案では102.5と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 ・ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。 ・ 法定外福利費の支出に	
--	---	--	--	--	---	---	--

		について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	委評価の視点) 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 (政・独委評価の視点)	③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。(国からの財政支出額 8,898 百万円、支出予算の総額 751,034 百万円:平成 26 年度予算) さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較でも、99.2 と低い水準に抑えられている。(平成 26 年度賃金構造基本統計調査との比較) (注) 上記については、平成 27 年 6 月末に機構ホームページにおいて公表	については、平成 20 年度早々に見直しを行い、現在支出しているものは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。 <課題と対応> 改正中小企業退職金共済法が施行されることを踏まえ、引き続き経費削減に努める必要がある。 また、人件費についても引き続き検証を行うことが重要である。	
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 （3）契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業	0 4 5 1－0 0
		レビュー	0 4 5 2－0 0

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）契約の適正化の推進	（３）契約の適正化の推進	（３）契約の適正化の推進	＜定量的指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ （３）契約の適正化の推進	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	B
	契 約 について は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	契 約 について は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	契 約 について は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	＜その他の指標＞ なし	契 約 については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。	平成 26 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について監事及び会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。さらに、外部有識者による契約監視委員会の審査を受け、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。	＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。	
	① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。	① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	① 締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。	＜評価の視点＞ ・ 「随意契約見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表されているか。	① 「随意契約等見直し計画」に基づき平成 25 年度における契約状況をフォローアップし、ホームページで公表（平成 26 年 9 月 2 日）を行った。（フォローアップ結果は、平成 20 年度における競争性のない随意契約は 59 件であったが、平成 25 年度においては 14 件であった。） （添付資料② 随意契約等見直し計画）	概ね計画通りであり B と評価する。	契 約 の 適 正 化 の 推 進 については、概ね計画とおりであり、外部有識者による契約監視委員会の審査を受けていること、一者応札・一者応募に係る改善にも取り組んでいる。	
	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。	② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。	・ 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。	② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。また、平成 26 年 4 月から全省庁統一資格を導入し入札参加機会の拡大に努めた。	＜評価の視点＞ ・ 「随意契約等見直し計画」に基づき平成 25 年度における契約状況をフォローアップし、ホームページで公表（平成 26 年 9 月 2 日）を行った。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
	③ 監事及び会計監査人による監	③ 監事及び会計監査人によ	③ 監事及び会計監査人によ		③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査（平	・ 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、平成 26 年 4 月から全省庁統一資格を導入し入札参加機会の拡大に努めた なお、「一者応札・一者応		

	査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。	る監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。	る監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。	・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。 ・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	成 26 年 5 月 28 日、7 月 28 日、10 月 29 日、平成 27 年 2 月 20 日）や会計監査人による監査を受けた。 また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した（平成 26 年 6 月 23 日、平成 27 年 1 月 8 日、3 月 25 日）。	募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 ・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 ・ 契約監視委員会を 3 回開催し、平成 26 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。 ＜課題と対応＞ 平成 26 年度は概ね計画通りの実績を残すことができたが、特に一者応札・応募に関する見直しに取り組むことが重要である。	
--	---	---	--	---	---	---	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	Ⅰ 退職金共済事業 １ 累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	０４５１－００ ０４５２－００

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	(参考情報)
	累積解消計画の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
	累積欠損金額		1,096 百万円	1,003 百万円	796 百万円				
	解消額			93 百万円	206 百万円				
	達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	224%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、厚生労働省における予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	<定量的指標> ・ 累積解消計画の年度ごとの解消目安額林退92百万円を達成しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 ・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	<主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努め、平成26年度においては206百万円解消した。（添付資料③ 累積欠損金解消計画）	<評定と根拠> 評定：A 累積欠損金が生じている林退共事業において、効率的な資産運用や経費削減により、年度計画値92百万円を大幅に上回る206百万円（達成率224%）削減を達成したことからAと評価する。 <評価の視点> ・ 「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、目標に沿った累積的な加入促進対策の実施効果により掛金収入を確保するよう努めた。これらの取組により、収益の改善につながった。 ・ 平成26年度決算においては、業務経理への繰入額を予算と比較して7百万円節減した（対業務経理繰入予算比：Δ8%）。 <課題と対応> 平成26年度は年度ごとの解消目安額を大幅に上回る額の累積欠損金の解消を図ることができたところであるが、目標達成のためにはより一層の取り組みが必要	評定 A <評定に至った理由> 以下の状況より、中期目標における所期の目標を上回っていると評価できることから、評定をAとした。 累積欠損金が生じている林退共事業において、加入促進においては、新規加入者数の目標値を下回ったもの（平成26年度における新規加入目標の達成率は86.7%）の、好調な市況を背景にした資産運用の成果や経費削減により、累積欠損金の解消額が、年度計画値を大幅に上回る削減（206百万円達成率224%）を達成したことを大きく評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 林退共事業は、平成26年度末において、累積欠損金解消計画に定められた累積欠損金解消目標残高に達成していないことに鑑み、計画における解消年限である平成34年度までに累積欠損金が解消できるように引き続き努める必要がある。 <その他事項>	

						であることから、平成 27 年度以降も引き続き健全な資産運用及び積極的な加入促進等の実施に努めることとする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標					(参考)
	ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成					

＜2 5 年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%
合計	13.91%	－	0.28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.24%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8.23%	7.75%	0.49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7.18%	6.93%	0.24%

※委託金額合計 13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.52%）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。

なお、基本ポートフォリオを平成 26 年 2 月 28 日に変更し、3 月中に 4 資産が 2 資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは 2 月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%

外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%
合計	5.75%	5.23%	0.52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

< 2 6 年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	—	△0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%

合計	14.55%	13.47%	1.09%
----	--------	--------	-------

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.28%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%
外国債券	12.15%	12.28%	△0.13%
合計	5.75%	5.47%	0.28%

※委託金額合計 5,015 百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																				
					業務実績	自己評価																																																					
	2 健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。	＜定量的指標＞ ・ 各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。） 以上 i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間	＜主要な業務実績＞ 2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。（添付資料④ 平成 26 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況）（添付資料⑤ 平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書） （単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中退共 給付経理</th><th colspan="2">建退共</th></tr><tr><th>給付経理</th><th>特別 給付経理</th></tr><tr><td>資産残高</td><td>4,583,774</td><td>929,035</td><td>33,979</td></tr><tr><td>運用収入</td><td>283,274</td><td>34,987</td><td>1,478</td></tr><tr><td>運用費用</td><td>442</td><td>62</td><td>6</td></tr><tr><td>決算運用 利回り</td><td>6.61%</td><td>3.89%</td><td>4.43%</td></tr><tr><td>当期 純利益</td><td>165,623</td><td>21,893</td><td>829</td></tr></table> （単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">清退共</th><th rowspan="2">林退共 給付経理</th></tr><tr><th>給付経理</th><th>特別 給付経理</th></tr><tr><td>資産残高</td><td>4,607</td><td>310</td><td>13,963</td></tr><tr><td>運用収入</td><td>139</td><td>2</td><td>364</td></tr><tr><td>運用費用</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>決算運用 利回り</td><td>3.09%</td><td>0.53%</td><td>2.69%</td></tr><tr><td>当期 純利益</td><td>58</td><td>△0</td><td>206</td></tr></table> ○中退共事業においては、 ・平成 26 年度の資産運用は、米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の		中退共 給付経理	建退共		給付経理	特別 給付経理	資産残高	4,583,774	929,035	33,979	運用収入	283,274	34,987	1,478	運用費用	442	62	6	決算運用 利回り	6.61%	3.89%	4.43%	当期 純利益	165,623	21,893	829		清退共		林退共 給付経理	給付経理	特別 給付経理	資産残高	4,607	310	13,963	運用収入	139	2	364	運用費用	—	—	—	決算運用 利回り	3.09%	0.53%	2.69%	当期 純利益	58	△0	206	＜評定と根拠＞ 評定：B 資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。委託運用においては内外債券高、内外株高により収益を確保し、自家運用においても安定した収益を確保した結果、当期純利益を確保することができた。また、委託運用については、委託運用機関に対する適切な選定・管理・評価に努めた結果、中退共事業については、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回ったが、建退共・清退共・林退共事業については、全体ではベンチマークを上回った。 これらを踏まえBとした。 ＜評価の視点＞ i 資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。結果として、米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運	評定 B ＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 各事業本部における委託運用については、一部資産でベンチマークを下回ったものの、全体では概ねベンチマークと同等以上の成果が得られたこと、自家運用についても安定した収益を確保できたことは評価できる。 また、資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるように、必要なリバランスを適切に行ったこと、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明したこと、基本ポートフォリオの効率性の確認を行ったことなど、「資産運用の基本方針」に沿った安全かつ効率を基本とした資産運用が実施されており、第三者による外部評価を踏まえる手続が確実に履行されていることは評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
					中退共 給付経理			建退共																																																			
給付経理	特別 給付経理																																																										
資産残高	4,583,774	929,035	33,979																																																								
運用収入	283,274	34,987	1,478																																																								
運用費用	442	62	6																																																								
決算運用 利回り	6.61%	3.89%	4.43%																																																								
当期 純利益	165,623	21,893	829																																																								
	清退共		林退共 給付経理																																																								
	給付経理	特別 給付経理																																																									
資産残高	4,607	310	13,963																																																								
運用収入	139	2	364																																																								
運用費用	—	—	—																																																								
決算運用 利回り	3.09%	0.53%	2.69%																																																								
当期 純利益	58	△0	206																																																								

				の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点) - 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点) 「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。 - 外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。 - 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を	拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、委託運用で大きな収益を計上した。また、自家運用においても安定した収益を確保した。 - 数値目標の評価を受けるための委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。 - 平成 26 年 3 月末運用資産残高及び経済予測、市場の状況等に基づき基本ポートフォリオの検証を行い、効率的フロンティア上にある事を確認した。この検証結果を踏まえ、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオは継続することとした。 ○建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、 - 資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに 基本ポートフォリオの検証を行い、効率的であることを確認し現行基本ポートフォリオを継続することとした。その結果については「資産運用委員会」及び ALM 委員へ報告し了承を得た。 - 自家運用については、長期・安定的な債券投資を継続した。 - 建退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.33%)となった。 - 建退共事業(特別給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.64%)となった。 - 清退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。 - 林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.28%)	用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、委託運用で大きな収益を計上した。また、自家運用においても安定した収益を確保した。 ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、十分効率的であることを確認した。これらについては、資産運用委員会等に報告した。 資産運用評価委員会を 3 回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 - 退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 - 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。 - 資産運用評価委員会を開催し、平成 25 年度の運用結果について報告を行い運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に	
--	--	--	--	---	--	---	--

	・資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。	② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。	把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。 ・ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利	となった。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>12回 (毎月)</td><td>7回 (四半期)</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>5回 (四半期)</td><td>5回 (四半期)</td></tr></table> ○中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・資産間リバランスについて ・委託運用に係る平成 25 年度総合評価およびシェア変更について ・平成 25 年度金銭信託及び有価証券信託の運用結果 ・有価証券信託に係る信託銘柄の入替えについて ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 25 年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の平成 25 年度実績に基づく総合評価及びシェア変更について ・主要資産の相場見通しについて ・自家運用保有債券の売却について ・「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて ・基本ポートフォリオの検証結果について ・平成 26 年度金銭信託及び有価証券信託の四半期運用結果 ・月次運営基準による資産間リバランスの実施について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 26 年度上半期決算について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・自家運用における平成 27 年度償還資金の運用計画について ・外国債券1 ファンドの減額について ・指定証券会社の平成 26 年度評価		中退共事業	建退共事業	開催回数	12回 (毎月)	7回 (四半期)		清退共事業	林退共事業	開催回数	5回 (四半期)	5回 (四半期)	評価を受けた。 「平成 25 年度資産運用結果に対する評価報告書」に基づく具体的な評価結果を踏まえ、安全かつ効率を基本とした運用に努めた。 ・ 原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用委員会資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 ・ 当期総利益の発生要因は、米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、委託運用で大きな収益を計上した。また、自家運用においても安定した収益を確保した。	
	中退共事業	建退共事業																	
開催回数	12回 (毎月)	7回 (四半期)																	
	清退共事業	林退共事業																	
開催回数	5回 (四半期)	5回 (四半期)																	

			益となっていないかについて評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)	・平成 27 年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告 ○建退共事業においては、資産運用委員会を年 7 回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 (7 回開催) 平成 26 年 6 月 27 日、8 月 25 日、9 月 29 日、12 月 24 日、12 月 26 日、平成 27 年 3 月 2 日、3 月 27 日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・日本版スチュワードシップ・コードの受入について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更(案)について ○清退共事業においては、資産運用委員会を年 5 回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 (5 回開催) 平成 26 年 6 月 27 日、8 月 25 日、9 月 29 日、12 月 24 日、平成 27 年 3 月 27 日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・日本版スチュワードシップ・コードの受入について ○林退共事業においては、資産運用委員会を年 4 回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 (5 回開催) 平成 26 年 6 月 27 日、8 月 25 日、9 月 29 日、12 月 24 日、平成 27 年 3 月 27 日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・日本版スチュワードシップ・コードの受入について ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」を 3 回開催し、各事業本部の平成 25 年度の資産運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 (添付資料⑥ 平成 25 事業年度資産運用結果に対する評価報告書) 第 1 回 平成 26 年 6 月 26 日 平成 25 年度の資産運用結果について報告 第 2 回 平成 26 年 7 月 11 日 部分評価書(案)の審議	・中退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、第 3 期中期計画最終年度末(平成 30 年 3 月)までを目途に剰余金として 3,500 億円、毎年度目標額を 600 億円とした剰余金の積立配分方法が定められた。 ・建退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において審議され、予定運用利回りの引上げ、及び退職金の不支給期間の短縮について、平成 28 年 4 月を目処に併せて行うことが適当と取りまとめられた。 ・清退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会中退部会において 5 年に一度の財政検証を行った結果、制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、予定運用利回り等の制度の見直しは行わないことが適当であるとされた。 <課題と対応> 平成 26 年度は各事業とも予定運用利回りを上回る決算運用利回りを得たほか、新たに「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明するなど安全かつ効率を基本として資産運用を行うとともに、「責任ある機関投資家」としての対応も適切に行ったところ
また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業	③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成 25 年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運			

		の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。		各委員の了承後、7月18日付けで部分評価を決定 第1回、第2回の資料及び議事要旨をホームページで公表した (平成26年8月13日)。 第3回 平成26年9月18日 平成25年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議。 ・資産運用評価委員会の審議を踏まえ、各委員と調整の上、「25事業年度評価報告書」を取りまとめた(平成26年11月4日)。 ・同委員会の資料及び議事要旨並びに同報告書をホームページに公表した(平成26年11月7日) ○各事業本部とも運用全体の評価結果としては、運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けた。 【主な留意点と事後の運用への反映】 ・累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される(林退共事業) ④ 理事会(毎月開催)及び資産運用委員会(中退共は毎月、それ以外は四半期毎)の資料を会議終了後速やかに厚生労働省に提供した。また、中退共は月別ベンチマーク収益率等を毎月厚生労働省に提供した。 ・理事会資料(事業概況、資産運用残高表、運用資産構成状況等) ・資産運用委員会資料(運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等)及び議事要旨 建退共、清退共、林退共事業においては、予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、銘柄別資産運用状況等の関係資料を厚生労働省に提供した。	であるが、引き続き安全かつ効率を基本とする資産運用を行うことが重要である。 また、中退法の改正により、本年10月から厚生労働大臣任命の委員による「資産運用委員会」が設置されることも踏まえ、内部ガバナンスの強化に引き続き取り組むことが重要である。	
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	Ⅱ 財産形成促進事業		
	Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。 ・ 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。 ・ 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融	＜主要な業務実績＞ Ⅱ 財産形成促進事業 ① 効率的な財政運営 財形融資については、前述の 1・7 「財産形成促進事業の周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、平成 26 年 10 月 24 日に財形融資 ALM リスク管理委員会を開催し、安定的かつ効率的な財政運営に努めた。また、財形融資については、平成 26 年度約 131 億円の貸付決定を行った。 ② 債権管理 平成 26 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。 ① 債権管理 平成 26 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 ・ 業務指導 31 回	＜評定と根拠＞ 評定：B 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を図ることができた。また、雇用促進融資については、約定どおり財政投融資へ償還を行ったことから、計画通りであり B とした。 ＜評価の視点＞ ・ 財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を図ることとした。 ・ 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・ 雇用促進融資については、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行った。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を 31 回実施し、現状の把握等適切な管理及び必要に応じた法的措置により、債権の回収・処理に努めた。 なお、財政投融資への償還に関しては、約定通りの償還を行った。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。 財産形成促進事業については、自主的な財政規律による安定した財政運営並びに適切な債権管理ができたと評価する。 雇用促進融資事業については、適切な債権管理並びに約定通りの財政投融資への償還ができたと評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な					

	償還を行うこと。	に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	- 法的措置 2回 ② 財政投融资への償還 財政投融资への償還に関しては、約定通りの償還を行った。 - 償還額：元金 21 億円 利息 3.9 億円	＜課題と対応＞ 財形融資の財政運営及び債権管理については、計画どおり効率的な運営管理を図ることができたと考えているが、引き続きの努力が必要と考えている。 雇用促進融資事業については、管理・回収業務のみであり、引き続き適切な債権管理等に努めることが重要である。	
--	----------	---	---	--------------------------------	---	---	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	第4 その他の業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	0 4 5 1－0 0 0 4 5 2－0 0

2．主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)
	財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	
	実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付	3,742 件	3,819 件				
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	124.7%	127.3%				
	中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	
	実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付	1,014 件	1,035 件				
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	101.4%	103.5%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	<定量的指標> ・ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 ・ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	<主要な業務実績> 第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財形事業の広報業務の連携として、以下の取組を実施した。 ① 退職金共済事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するなど、両事業の関係機関等に対し、連携して以下のとおり効率的な広報活動を行った。 ・ 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した（「中退共だより」は機構ホームページにも掲載）。 ・ 財形部の融資先である福利厚生会社の出資先のうち中小企業（1,200社）に対し、中退共制度のパンフレットを同封（平成26年4月4日発送）した。 ・ 労働局関係の就職面接会において共同で資料を設置。 ・ 財形制度関連情報誌に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。 ・ 建退共制度導入の事業主団体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。 ・ 建退共事務局長会議において、財形制度の説明に加え、資料の配布を依頼した。 ・ 建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。	<評定と根拠> 評定：B 退職金共済事業と財形事業の連携として、数値目標を上回るとともに、数多くの取組を行い、共同での加入勧奨や、中退共の既加入事業所に対する財形制度の導入勧奨などに積極的に取り組んだ。また、災害が起きても確実に支給できる体制を確立している。 予算に対しては、その範囲内で適正に執行し、予算額に比し、約1,440百万円の減としたほか運営費交付金については適正に執行し、短期借入金についても適切に行った。 職員の採用、研修、人事異動については、適切に実施したほか、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。また、職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者を集めることができた。積立金の処理も計画どおりにできた。 以上のことから、概ね計画通りでありBと評価する。 <評価の視点> ・ 平成26年度に以下の取組を実施した。 ・ 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した（「中退共だより」は機構ホームページにも掲載）。 ・ 財形部の融資先である福利厚	評定	B
							<評定に至った理由> 以下の状況より、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。 退職金共済事業と財形事業の業務連携については、福利厚生会社の出資先のうち中小企業に対して中退共制度のパンフレットを送付する、また職業訓練支援センターに周知用パンフレットを窓口設置する、さらには中退共の説明会に財形制度の説明を併せて行うなどの取組を平成26年度に新規に行ったこと、また年度の予算枠の中で適正に予算執行できていること、災害時における事業継続が可能となるよう対策が講じられていること、さらに職員の新規採用に関して適切な手続とともに職員に対して研修計画に基づく研修が実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特に市場動向が今後も一層変化していくこと見込まれることから、資産運用担当職員の専門性を向上させていくための研修を強化する必要がある。 <その他事項>	

					・財形事業においてパンフレットを設置していた職業訓練支援センターに対し、建退共制度の周知のためパンフレットの窓口設置を実施した（平成 26 年 5 月 23 日）。（新規）	生会社の出資先のうち中小企業に対し、中退共制度のパンフレットを同封した。	
		② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。	② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を 3,000 件以上送付する。		② 中退共事業の既加入事業主（従業員数 51 人以上）に対し、財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した（3,819 件）。	・ 就職面接会に中退共事業と財形事業が連携し資料を設置して、周知広報を行った。 ・ 財形制度関連情報誌に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。 ・ 建退共制度導入の事業主団体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。 ・ 建退共事務局長会議において、財形制度の説明に加え、資料の配布を依頼した。 ・ 建退共各都道府県支部の窓口 に財形制度のパンフレットを設置した。 ・ 財形事業においてパンフレットを設置していた職業訓練支援センターに対し、パンフレットを設置していた職業訓練支援センターに対し、建退共制度の周知のためパンフレットの窓口設置を実施した	
		③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付する。	③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を 1,000 件以上送付する。		③ 東京都の一部を対象とした中退共事業に未加入の中小企業事業主に対し、中退共制度と財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した（1,035 件）。		
		④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。	・ 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会 14 箇所において、財形制度の資料を配布し、そのうち 6 件については説明会に参加し、制度概要の説明を併せて行った。	・ 災害時における事業継続性強化のため ・ 中退共事業においては、対策を完了しており、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を 4 回実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 ・ 建退共、清退共、林退共事業においては、退職金振込を通知	
	2 災害時における事業継続性の強化	2 災害時における事業継続性の強化	2 災害時における事業継続性の強化		2 災害時における事業継続性の強化		
	災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。特に、勤労者財産形成システムについては、デー		災害時における事業継続性（BCP）の強化のため、独法通則法の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、「独立行政法人勤労者退職金共済機構事業継続計画」の策定準備を行った。（策定は平成 27 年 4 月 1 日） また、 ○中退共事業においては、 ・ システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を引き続き実施した。		

			タのバックアップ機能を構築する。		・災害時に備え機構本部からの指示により、大阪コーナーでの業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を４回実施した（平成 26 年 7 月 25 日、10 月 21 日、平成 27 年 1 月 23 日、3 月 20 日）。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 ○建退共、清退共、林退共事業においては、 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・特退共システムにおけるデータのバックアップを、磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、また、磁気テープについては外部保管している。 ○財形事業においては、 ・現行の勤労者財産形成システムについては、平成 26 年 4 月にデータのバックアップ機能を構築した。 第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 <table><tr><td>① 機構総括</td><td>別紙－１のとおり</td></tr><tr><td>② 中退共事業等勘定</td><td>別紙－２のとおり</td></tr><tr><td>③ 建退共事業等勘定</td><td>別紙－３のとおり</td></tr><tr><td>④ 清退共事業等勘定</td><td>別紙－４のとおり</td></tr><tr><td>⑤ 林退共事業等勘定</td><td>別紙－５のとおり</td></tr><tr><td>⑥ 財形勘定</td><td>別紙－６のとおり</td></tr><tr><td>⑦ 雇用促進融資勘定</td><td></td></tr></table>	① 機構総括	別紙－１のとおり	② 中退共事業等勘定	別紙－２のとおり	③ 建退共事業等勘定	別紙－３のとおり	④ 清退共事業等勘定	別紙－４のとおり	⑤ 林退共事業等勘定	別紙－５のとおり	⑥ 財形勘定	別紙－６のとおり	⑦ 雇用促進融資勘定		した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。また、特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、また、磁気テープについては外部保管している。	・財形事業においては、現行の勤労者財産形成システムについては、平成 26 年 4 月にデータのバックアップ機能を構築した。 ・予算の範囲内で適正に執行したことにより、約1,440百万円の減となった。 ・雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。 ・財形事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 ・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面談により、11 名を採用した。また、資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する者を運用調査役（課長クラス）として、公募により採用することを決定した。 ・研修については、平成 26 年度
① 機構総括	別紙－１のとおり																				
② 中退共事業等勘定	別紙－２のとおり																				
③ 建退共事業等勘定	別紙－３のとおり																				
④ 清退共事業等勘定	別紙－４のとおり																				
⑤ 林退共事業等勘定	別紙－５のとおり																				
⑥ 財形勘定	別紙－６のとおり																				
⑦ 雇用促進融資勘定																					
	5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙（略）	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－１のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－２のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－３のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－４のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－５のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－６のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定	・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。 ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。 ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 <table><tr><td>① 機構総括</td><td>別紙－１のとおり</td></tr><tr><td>② 中退共事業等勘定</td><td>別紙－２のとおり</td></tr><tr><td>③ 建退共事業等勘定</td><td>別紙－３のとおり</td></tr><tr><td>④ 清退共事業等勘定</td><td>別紙－４のとおり</td></tr><tr><td>⑤ 林退共事業等勘定</td><td>別紙－５のとおり</td></tr><tr><td>⑥ 財形勘定</td><td>別紙－６のとおり</td></tr><tr><td>⑦ 雇用促進融資勘定</td><td>別紙－７のとおり</td></tr></table>	① 機構総括	別紙－１のとおり	② 中退共事業等勘定	別紙－２のとおり	③ 建退共事業等勘定	別紙－３のとおり	④ 清退共事業等勘定	別紙－４のとおり	⑤ 林退共事業等勘定	別紙－５のとおり	⑥ 財形勘定	別紙－６のとおり	⑦ 雇用促進融資勘定	別紙－７のとおり			
① 機構総括	別紙－１のとおり																				
② 中退共事業等勘定	別紙－２のとおり																				
③ 建退共事業等勘定	別紙－３のとおり																				
④ 清退共事業等勘定	別紙－４のとおり																				
⑤ 林退共事業等勘定	別紙－５のとおり																				
⑥ 財形勘定	別紙－６のとおり																				
⑦ 雇用促進融資勘定	別紙－７のとおり																				

	① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足	① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応		⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲で、借入を行った。 120 億円（平成 26 年 6 月 25 日～27 日） 224.6 億円（平成 26 年 9 月 25 日～29 日） 186.71 億円（平成 26 年 12 月 24 日～29 日） その他の事業においては借入実績はなかった。			
--	---	---	--	--	--	--	--

		に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。		第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 平成 27 年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼のみならず、「Uni Career（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広く行った結果、338 名の応募者があった。 また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計 11 名を採用した。 平成 26 年 10 月 1 日採用 2 名 平成 27 年 4 月 1 日採用 9 名	
--	--	--	---	--	---	--

		② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第 10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契	② これまでの研修結果を踏まえ、「平成 26 年度研修計画」を策定、実施する。 ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。 第 10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約	さらに、機構の資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する者を運用調査役（課長クラス）として、公募により採用することを決定した。 平成 27 年 5 月 1 日採用 1 名 ② 平成 26 年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 （添付資料⑦ 能力開発プログラムの概要） 平成 26 年度研修実績 103 回 577 名参加 ・基本研修 15 回 202 名 ・実務研修 88 回 375 名 ③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った（平成 26 年 10 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日）。 また、26 年度においても理事長による管理職員の個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。 第 10 積立金の処分に関する事項 平成 25 事業年度財務諸表等について、平成 26 年 9 月 12 日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②及び④の業務に充てた。	
--	--	---	--	---	--

		約または特定業 種退職金共済契 約に係る中小企 業退職金共済事 業 ② 前記①の業務 に附帯する業務 ③ 財産形成促進 事業 ④ 雇用促進融資 事業	または特定業種退 職金共済契約に係 る中小企業退職金 共済事業 ② 前記①の業務に 附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業		② 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約 に係る中小企業退職金共済事業の業務に附帯する 業務 建退共特別業務経理 15,757,975 円 ④ 雇用促進融資事業 40,696,897 円		
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報